

京都市告示第725号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局左京土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和8年3月19日

京都市長 松井 孝治

名 称	位 置	供用開始の期日
横縄手公園	左京区松ヶ崎横縄手町8番3	告示の日

(左京土木みどり事務所)